

北九州市農業委員会
第7回東部部会会議（令和5年度2月部会会議）議事録

1 日 時 令和6年2月9日（金）午前10時00分～10時34分

2 場 所 小倉南生涯学習センター3階 視聴覚室

3 出席委員及び欠席委員

・出席委員 30名

農業委員 10名

川 江 秀 孝	藤 堂 孝 雄	各 務 浩	中 谷 陽 子
榑 野 保 博	古 田 俊 策	中 村 治 雄	澤 水 理 佳
稲 光 進	八木田 経 二		

農地利用最適化推進委員 20名

増 田 強	矢 野 孔 清	中 村 眞 一	平 尾 長 正
松 根 豊 春	吉 村 晃 一	坂 井 準 二	有 松 政 則
村 田 堯	平 林 秀 美	村 田 紘	酒 井 一 生
古 田 仁 重	清 水 正 人	木 村 博 美	大 下 治 三
黒 崎 隆 博	河 内 一 弥	山 本 勇 次	小 田 征 二

・欠席委員 なし

4 事務局出席者

江 島 事務局長 篠 田 次長 田 上 係長 飛 松 主査

5 議 事

(1) 農地関係

【報 告】

報告第38号	使用貸借権の解約について	7件
報告第39号	非農地証明願について	1件
報告第40号	農地法第3条の3の規定による届出について	3件
報告第41号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	4件
報告第42号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	10件
報告第43号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について	1件

【議 案】

議案第19号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第20号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第21号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について	1件
議案第22号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による承認について	1件

6 傍聴人

なし

事務局

ただ今より、令和5年度 第7回東部部会会議を開催します。本日の出席委員は30名中、30名ですので、この会が成立していることをご報告いたします。携帯電話はマナーモードに切り替えをお願いいたします。なお、本日は議案第19号第1項において、新規就農者の面接を予定しております。

それでは、議事の進行につきましては、部会長をお願いいたします。

部会長

ただ今より、令和5年度第7回東部部会会議を開会します。会議の効率的な運営の観点から報告事項は簡略化し、事務局の読み上げは省略いたします。

議案書は事前に皆さまのお手元に送付され、内容をご覧いただいていることと思いますので、報告事項につきましては、ご承認願います。

次に、議案の審議に先立ちまして、新規営農者1名の面接を行います。議案書14ページの「営農計画書」をお開きください。それでは、新規営農者の方、説明をお願いします。

(新規営農者 説明)

それでは、ただ今の説明について、何かご意見等ございませんか。

澤水委員

地図がないので分からないんですが、隣接した場所に農地があるのかどうか。安心安全なものとおっしゃっていましたが、防除計画はどうするのか。農機具も特に必要ないとおっしゃってましたので、草刈りはどういうふうにされるのか、お聞かせいただければと思います。

新規営農者

隣接する田があるんですけど、そこは防除柵をする予定にしております。草刈りに関しては、私は建設業で乗用草刈機などがありますので、こまめにやっっていこうと思っています。

清水委員

補足説明をさせていただきます。先日、新規営農者が見えられて、私の担当地域なので、申請地を確認に行きました。横代小学校のすぐ隣接地になり、耕作放棄地で全く何もしていません。周りに水田が2反ほどあって、池もあるんですが、耕作をしていた方が、その地域としてはいいんじゃないかと私は思いました。横代小学校の周りは無蓋資材置場があるんですけど、小学校の周りに子供、児童が通学したりしていますので、先が見えているような無蓋資材置場などのトラックが出入りするよりも、レモン等の木を植えていただいて、保全という格好でやっていただいた方がいいのではないかと思います。

平林委員

山付きの方は猪とか出てくるんで、ある程度きちんと自分の土地は柵とかしてもらわんと、他の人の農地が近くにあつたらそこに出てくるので、おれは知らんとかでは困ります。うちの町内では非農家の人たちも、国からの助成で柵をもらい、協力してやったんですよ。やはり農業する以上は、ある程度みんなと一緒に創意工夫をし

て、それぞれの農地を守るという観点でやってもらえたらと思います。

部会長

ありがとうございました。他にございませんか。ご意見等がないようでしたら、面接を終了します。お疲れ様でした。

(新規営農者 退室)

それでは議案の審議に入ります。報告事項と同様に、事務局による個別の内容の説明を省略します。

議案書の12ページをお開きください。議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」審議を行います。第2項につきましては、増田委員が議事参加の制限を受けますので、先に審議を行います。増田委員の退席を求めます。

(増田委員 退席)

それでは、第2項、小倉南区大字石原町地区担当の椰野委員、報告をお願いします。

椰野委員

議案第19号第2項について、譲渡人が農業廃止、譲受人が規模拡大するもので、大字石原町の申請地において、水稻栽培を行う計画です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

部会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議、ご質問等はありませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、増田委員の入室を認めます。

(増田委員 入室)

部会長

それでは、議事を進めます。第1項、小倉南区横代南町地区担当の清水委員、報告をお願いします。

清水委員

議案第19号第1項について、譲渡人が農業廃止、譲受人が新規営農するもので、横代南町の申請地において、果樹栽培を行う計画です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

部会長

次に、第3項及び第4項、小倉南区大字貫地区担当の川江委員、報告をお願いします。

川江委員 議案第19号第3項について、譲渡人から譲受人へ贈与するもので、大字貫の申請地において、水稻栽培を行う計画です。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
続きまして、第4項について、譲渡人から譲受人へ贈与するもので、大字貫の申請地において、水稻栽培を行う計画です。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

部会長 ただ今の報告等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。

坂井委員 第4項について、死因贈与、死因受贈ということなのですが、この土地については相続人は何人かいるけれども、あえて贈与という形をとって、この譲受人に確定的に渡したいと、こういう内容でよろしいですか。

川江委員 そうですね、契約してですね。

坂井委員 死因は遺言書が必ず必要になりますからね。明記してこの土地は必ずこの人に渡したいと、そういうことなんですね。分かりました。ありがとうございます。

部会長 他に何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第19号につきましては、許可と決定いたします。

続きまして、議案書の15ページをお開きください。議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」審議を行います。今月担当の第1東部調査委員会、川江調査長から報告をお願いします。

川江調査長 議案第20号第1項について、第1東部調査委員会での事前審査結果をご報告いたします。
申請地は、おおむね300m以内に、高速自動車道路の出入り口が存在するため、第3種農地です。無蓋資材置場として、農地を転用するものです。
隣接農地は無く、また、地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われます。以上、ご報告いたします。

部会長 ただ今の報告等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第20号につきましては、許可相当と決定いたし

ます。

続きまして、議案書の17ページをお開きください。議案第21号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について」
続きまして、議案書の19ページの議案第22号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による承認について」は、中間管理機構を通じた一連の貸し借りです。何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第21号及び議案第22号は、原案どおり決定いたします。

以上をもちまして、本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員は、16番松根委員と17番吉村委員です。よろしくお願ひします。

そのほかで何かございませんか。

各務委員 新規営農者の面接は、できれば担当の農業委員さんや推進委員さんで分かることがあれば、予め説明をしていただくと良いと思いますが、いかがでしょうか。

部会長 私もそう思います。担当の委員さんが補足の説明をしていただけると、農地の細かなことも分かると思います。次回から可能であれば、担当委員さんから事前に補足説明をお願いします。

各務委員 もう一件あります。開発行為の事前協議という形で自分も皆さんも何度か出たことがあると思いますが、農地に対する扱いが悪い。まず、その農地の開発行為を行うにあたって、その農地を使っていかどうかという案件が事務局に来るのでしょうか。事前協議に行った時には、上水道、下水道、その他云々の話をワアワアとやっていて、自分たちは説明だけ聞いて、最後に農業委員さん、推進委員さん何かありますかというふうになるんです。中には、水利権者の承諾書もないこともありました。
農地である以上は、農業委員会がこれを動かしていかどうかという質問が先ではないかと思いますが、いかがですか。

部会長 事務局、市街化調整区域と市街化区域を分かりやすく説明していただけたらありがたい。市街化調整区域の開発行為で農業委員会が現地確認というのはあまりないと思うんですけど、その辺りも含めて説明をお願いします。

事務局 確認いたしまして、次回の部会でご説明させていただきます。よろしいでしょうか。

部会長 ありがとうございます。他にございませんか。事務局は何かありますか。

(事務局から5件連絡事項)

それでは以上をもちまして、令和5年度第7回東部部会会議を閉会します。お疲れ様でした。